

事故発生防止及び緊急時対応の指針

社会福祉法人高嶺福祉会
特別養護老人ホーム野桑の里

1. 事故発生防止及び緊急時対応に関する基本的な考え方

当事業所は、利用者様の安全を最優先とし、事故の未然防止と緊急時の迅速な対応に努めます。日頃よりサービスの質の改善に取り組むとともに、職員全員がマニュアルを理解・習得し、研修や訓練を通じて対応力を高めます。また、関係機関との連携体制を整備し、定期的な見直しにより体制の実効性を維持・向上させていきます。

2. 事故防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当事業所では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、「事故防止委員会」を設置します。

(1) 設置の目的

事業所内での事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、利用者様に最善の対応を提供することを目的とします。

(2) 事故防止委員会の構成委員と安全対策責任者の選任

安全対策責任者は、構成委員から選任することとする。

- ・ 施設長
- ・ 介護課長
- ・ 介護支援専門員
- ・ 看護職員
- ・ 生活相談員
- ・ 管理栄養士
- ・ 計 6 名
- ・ その他必要に応じ各部署からの参加を求める。

(3) 事故発生防止委員会の開催

定期的に2ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。事故発生時等、内容に応じて緊急性がある場合、医院を招集し委員会を開催します。

(4) 事故発生防止委員会の役割

(ア) マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、マニュアルを作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。事故・ヒヤリハット報告書等の様式についても作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。

(イ) 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討

事故・ヒヤリハット報告を分析し事故発生防止の為の再発防止策を検討します。

(ウ) 再発防止策の周知徹底

(イ) によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(5) 事故発生防止担当者の選任

事故発生防止にかかる担当者は、介護課長とします。

3. 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

事故防止委員会を中心として事故防止のための職員への研修を、以下のとおり実施します。

- ・ 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ・ 新任職員への研修の実施
- ・ その他必要な研修の実施
- ・ 実施した研修についての実施内容（資料）及び出席者の記録と保管

4. 事故・ヒヤリハットの報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知

報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものでないことに留意します。

(1) 報告手順の確立

事故・ヒヤリハット報告書の様式を作成し、報告手順を確立します。

職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告書により報告します。

(2) 事故要因の分析

事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討します。

(3) 改善策の周知徹底

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底します。

(4) 防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価します。

5. 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、定められた手順の通り速やかに対応します。

(1) 当該利用者様への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者様の状況を判断し、安全確保を最優先として行動します。関係部署及びご家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

(2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故・ヒヤリハット報告書」で、速やかに報告します。

(3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族、担当ケアマネージャー、必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

(4) 行政への報告

市町村への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告します。

(5) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当事業所の加入する損害賠償保険で対応します。

6. 急変時対応の対応

急変時（急病・転倒・意識障害・けいれん発作等）に対し、迅速かつ適切に対応し、利用者様の生命と健康を守ることを最優先とします。

(1) 初動対応手順

①意識・呼吸・脈拍の確認

- ・反応がない場合はただちに救急要請（119 番）します。
- ・必要に応じて心肺蘇生（CPR）を実施します。AED がある場合は使用を検討します。

②応急処置

- ・けがや出血、嘔吐などの症状に応じて応急手当を行います。
- ・看護職員または嘱託医へ速やかに連絡します。

③救急通報・家族連絡

- ・必要に応じて救急車を要請し、医療機関へ搬送します。
- ・ご家族へ状況を速やかに連絡し、対応方針を共有します。

(2) 対応後の措置

- ・ 事故・急変報告書を作成し、管理者に提出します。
- ・ 経過観察・看護対応を実施し、再発防止策を検討します。
- ・ 職員間で情報共有し、対応の検証とマニュアルの見直しを行います。

7. 介護事故対応等に係る苦情解決方法

- ①介護事故対応に係わる苦情相談については、苦情受付担当者が受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
対応の結果は相談者にも報告します。

苦情相談窓口： 事業所内・・・各課長

事業所外・・・上郡町介護国保介護支援課 0791-52-1152

8. 当指針の閲覧について

当指針は、ご利用者がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

<付則>

この指針は、令和 3 年 8 月 1 日 から適用します。